

2026年2月13日

各位

会社名 株式会社ユーレナ
代表者名 代表取締役社長 出雲 充
(コード番号: 2931)
問合せ先 取締役 代表執行役員
Co-CEO 兼 財務担当 若原 智広
(TEL.03-3453-4907)

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を2026年3月24日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

また、上記議案が原案どおり承認可決されることを条件とするその他資本剰余金を原資とする期末配当の実施について本株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、剰余金の配当や自己株式の取得等の株主還元策を柔軟に実行できるようにすることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

また、配当につきましては、2025年8月で会社設立20周年を迎えるにあたり、長きにわたる株主の皆様のご支援に感謝の意を表するとともに、業績及び財務体質ともに大幅な改善を達成したことから、その他資本剰余金を原資として1株につき2円の20周年記念特別配当を実施させていただきます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金の額17,924,516,248円のうち13,000,000,000円を減少し、4,924,516,248円といたします。

なお、資本準備金の額は2025年12月31日時点では16,924,516,248円となっておりますが、当社が発行している新株予約権付社債のうち2,000,000,000円が株式転換されたことにより、2026年1月29日付で資本準備金の額が1,000,000,000円増加しております。また、当社が発行している新株予約権付社債が、資本準備金の額の減少が効力を生じる日までに株式転換された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

減少する資本準備金の額13,000,000,000円の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年3月24日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の一部を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充

当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,580,566,290 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,580,566,290 円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2026 年 3 月 24 日

4. 剰余金の配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2025 年 11 月 13 日)	前期実績 (2024 年 12 月期)
基準日	2025 年 12 月 31 日	同左	2024 年 12 月 31 日
1 株あたり配当金	2 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
配当金の総額	273,156,876 円	—	—
効力発生日	2026 年 3 月 25 日	—	—
配当原資	その他資本剰余金	—	—

(注) 純資産減少割合につきましては現在計算中であり、確定次第開示いたします

5. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに剰余金の配当に関する日程（予定）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026 年 2 月 13 日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026 年 2 月 18 日（予定） |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026 年 3 月 18 日（予定） |
| (4) 本株主総会決議日 | 2026 年 3 月 24 日（予定） |
| (5) 資本準備金の額の減少の効力発生日 | 2026 年 3 月 24 日（予定） |
| (6) 剰余金の配当の効力発生日 | 2026 年 3 月 25 日（予定） |

6. 今後の見通し

本件の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分による欠損填補は、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。また、期末配当につきましても、剰余金の処分のため、業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、会社法に基づく債権者保護手続が完了し、本株主総会において、「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」及び「剰余金の配当の件」が承認されることを条件といたします。

以上